

教第70号議案

学級編制基準及び教職員定員配当方針決定の件

神戸市立小・中学校、義務教育学校及び特別支援学校の「学級編制基準及び教職員定員配当方針」を別紙のとおり決定する。

平成29年2月7日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪村 新之助

学級編制基準及び教職員定員配当方針

平成29年4月1日施行

1 小・中学校及び義務教育学校

(1) 学級編制基準

項 目	小 学 校 (義務教育学校の前期課程を含む。)		中 学 校 (義務教育学校の後期課程を含む。)
	(第1学年)	(第2～6学年)	
単式学級	35人	40人	
複式学級	14人 (第1学年を含む場合は、8人)		—
特別支援学級	8人		

(注)上記は標準としての基準である。

ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りでない。

- 1 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)第2学年から第4学年において、学校が35人学級編制の研究指定を希望し、市教育委員会が認めた場合
- 2 上記1以外の地域や学校の実情に応じた学級編制の弾力的な取扱いについて市教育委員会が特に必要があると認めた場合

(2) 教職員定員配当方針

項 目	小 学 校 (義務教育学校の前期課程を含む。)	中 学 校 (義務教育学校の後期課程を含む。)
校 長	学校に1人とする。	
教頭及び教諭等	別表第1のとおり	別表第2のとおり
養護教諭等	学校に1人とする。ただし、指定する学校は2人とする。	
栄養教諭等	学校給食を実施する学校のうち、指定する学校に1人又は2人とする。	
事務職員	3学級以上の学校に1人とする。 ただし、指定する学校は2人とする。	学校に1人とする。 ただし、指定する学校は2人とする。
定員の調整	1 次のような教育課題に対応するため、必要な定員を配当する。 (1) 少人数授業等によるきめ細かな指導の充実 (2) 児童生徒指導の充実 (3) 児童生徒支援への対応 2 児童生徒の状況や学校運営の状況等に鑑み、特に必要と認められる場合に配当する。	
休職者等の代替	休職等の発令・承認期間の範囲内において配当する。	

(注)義務教育学校については、前期課程と後期課程を別々に算定する。

2 特別支援学校

(1) 学級編制基準

項 目		幼 稚 部	小 学 部	中 学 部	高 等 部
単 一 障 害 学 級		7人 (全ての幼児で編制)	6人 隣接する学年で児童・生徒数が4人以下の場合は、複式学級編制とする。	6人	8人
重 複 障 害 学 級		—	3人 〔第1～6学年の 児童で編制〕	3人 〔第1～3学年の 生徒で編制〕	3人
訪 問 教 育 学 級	在 宅	—	3人 〔第1～6学年の 児童で編制〕	3人 〔第1～3学年の 生徒で編制〕	3人
	重 度 心 身 障 害 児 施 設	—	3人 〔第1～6学年の 児童で編制〕	3人 〔第1～3学年の 生徒で編制〕	3人

(2) 教職員定員配当方針

項 目		幼 稚 部	小 学 部	中 学 部	高 等 部
校 長		学校に1人とする。			
教 諭 等 教 頭 及 び	一 般 教 諭	別表第3のとおり	別表第4のとおり	別表第5のとおり	別表第6のとおり
	自 立 活 動 担 当 教 諭	—	別表第7のとおり		別表第8のとおり
養 護 教 諭 等		学校に1人とする。ただし、指定する学校は2人又は3人とする。			
栄 養 教 諭 等		学校給食を実施する学校のうち、指定する学校に1人とする。			
事 務 職 員		設置する部の数に応じて配当する。			
定 員 の 調 整		幼児児童生徒の状況や学校運営の状況等に鑑み、特に必要と認められる場合に配当する。			
休 職 者 等 の 代 替		休職等の発令・承認期間の範囲内において配当する。			

別表第1

(小学校 教頭及び教諭等)

学級数	定員	学級数	定員	学級数	定員
1 CL	2 人	21 CL	24 人	41 CL	47 人
2	3	22	25	42	48
3	5	23	27	43	49
4	6	24	28	44	50
5	7	25	29	45	51
6	8	26	30		
7	9	27	31		
8	10	28	32		
9	11	29	33		
10	12	30	34		
11	13	31	35		
12	14	32	36		
13	16	33	38		
14	17	34	39		
15	18	35	40		
16	19	36	41		
17	20	37	42		
18	21	38	43		
19	22	39	44		
20	23	40	46		

(注) 学級数には、学級編制基準の脚注ただし書きに係る増加分は含まないものとする。

別表第2

(中学校 教頭及び教諭等)

学級数	定員	学級数	定員	学級数	定員
1 CL	2 人	21 CL	32 人	41 CL	61 人
2	5	22	34	42	62
3	8	23	35	43	64
4	8	24	36	44	65
5	9	25	38	45	67
6	10	26	40		
7	12	27	41		
8	14	28	42		
9	15	29	44		
10	17	30	46		
11	18	31	47		
12	19	32	49		
13	20	33	50		
14	22	34	52		
15	23	35	53		
16	25	36	54		
17	27	37	55		
18	28	38	57		
19	30	39	58		
20	31	40	60		

(注) 学級数には、学級編制基準の脚注ただし書きに係る増加分は含まないものとする。

別表第3 (特別支援学校 幼稚部 一般教諭)

幼稚部の学級数に1.5を乗じて得た数(端数切り上げ)とする。
(幼児総数4人以下の場合は1人とする。)

別表第4 (特別支援学校 小学部 一般教諭)

学級数	定員	学級数	定員
1 CL	2 人	16 CL	19 人
2	3	17	20
3	5	18	21
4	6	19	22
5	7	20	23
6	8	21	24
7	9	22	26
8	10	23	27
9	11	24	28
10	12	25	29
11	13	26	30
12	15	27	31
13	16	28	32
14	17	29	33
15	18	30	34

別表第5 (特別支援学校 中学部 一般教諭)

学級数	定員	学級数	定員
1 CL	4 人	16 CL	25 人
2	6	17	27
3	8	18	29
4	8	19	30
5	8	20	32
6	11	21	33
7	12	22	35
8	14	23	36
9	15	24	37
10	17	25	39
11	19	26	40
12	19	27	42
13	20	28	43
14	22	29	45
15	23	30	46

別表第6 (特別支援学校 高等部 一般教諭)

基礎教員 定数	学級数×2人とする。(単一生徒数3人以下、重複生徒数1人の学級については、1人減じる。) ただし、高等部訪問学級については、学級数×1人とする。
学科加配 定数	次の各項の合計数とする。 (1) 専門学科数×2人 (2) 知的障害・肢体不自由・病弱(専門学科のものものを除く。)には2人 (3) 下記の学科数×1人 視覚障害 : 保健医療科 知的障害・肢体不自由・病弱 : 普通科

(注)複数の障害種別を設置する特別支援学校については、当該特別支援学校の高等部が主として教育を行う障害種別を適用するものとする(別表第8において同じ。)

別表第7 (特別支援学校 小・中学部 自立活動担当教諭)

視覚障害・知的障害

学級数	定員
1 CL ~ 6 CL	4 人
7 ~ 10	5
11 ~ 14	6
15 ~ 18	7
19 ~ 22	8
23 ~ 26	9
27 ~ 30	10
31 ~ 34	11
35 ~ 38	12
39 ~ 42	13
43 ~ 46	14
47 ~ 48	15

病弱

学級数	定員
1 CL ~ 6 CL	5 人
7 ~ 10	6
11 ~ 14	7
15 ~ 18	8
19 ~ 22	9
23 ~ 26	10
27 ~ 30	11
31 ~ 34	12
35 ~ 38	13
39 ~ 42	14
43 ~ 46	15
47 ~ 48	16

肢体不自由

学級数	定員	学級数	定員
1 CL ~ 6 CL	5 人	37 CL ~ 39 CL	16 人
7 ~ 9	6	40 ~ 42	17
10 ~ 12	7	43 ~ 45	18
13 ~ 15	8	46 ~ 48	19
16 ~ 18	9		
19 ~ 21	10		
22 ~ 24	11		
25 ~ 27	12		
28 ~ 30	13		
31 ~ 33	14		
34 ~ 36	15		

(注)複数の障害種別を設置する特別支援学校については、当該特別支援学校の小・中学部が主として教育を行う障害種別を適用するものとする。

別表第8 (特別支援学校 高等部 自立活動担当教諭)

視覚障害・知的障害・病弱

学級数	定員
1 CL ~ 3 CL	1 人
4 ~ 9	2
10 ~ 15	3
16 ~ 21	4
22 ~ 27	5
28 ~ 33	6
34 ~ 39	7
40 ~ 45	8
46 ~ 48	9

肢体不自由

学級数	定員
1 CL ~ 3 CL	1 人
4 ~ 9	3
10 ~ 15	4
16 ~ 21	5
22 ~ 27	6

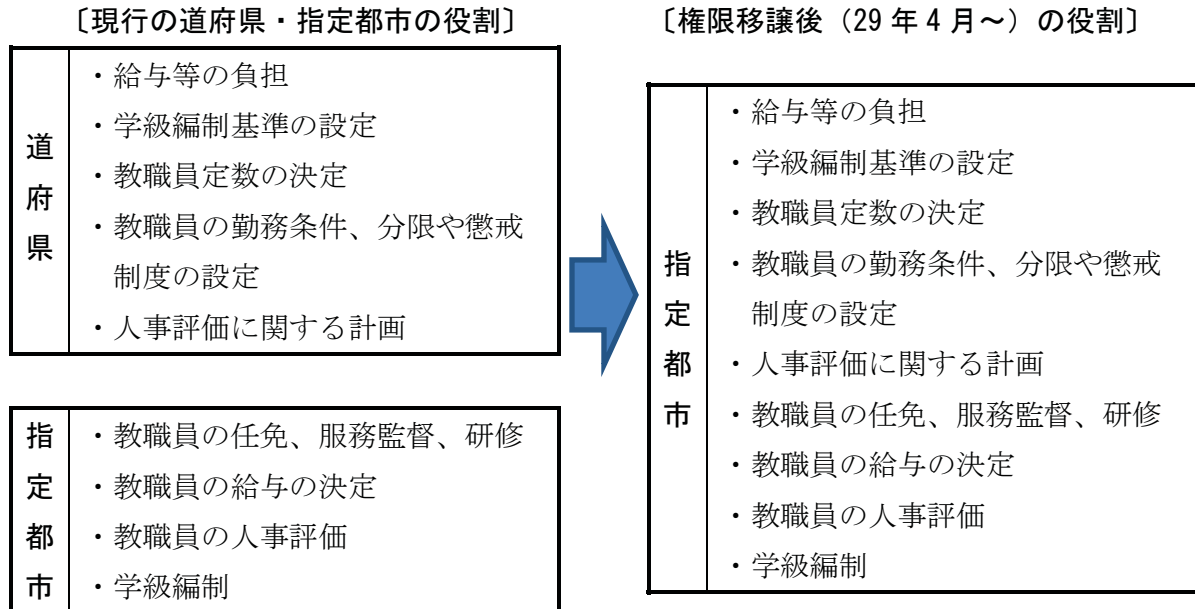
(注)高等部のみを置く学校については、1人加算する。

県費負担教職員の給与負担等の権限移譲について

1. 概要

義務教育にかかる教職員の給与負担及び定数決定等について、道府県が有する権限と財源が平成 29 年 4 月に指定都市に移譲される。

(1) 道府県・指定都市の役割の変化



(2) 権限移譲による効果

この度の権限移譲は現在の教職員費の財源を再配分するものであるため、権限移譲後の総定数に変更はない見込みであるが、現在は県が決定している加配等の定数について、国制度の一定の枠組みのもと、本市が主体的に決定することができ、学校課題に応じたより弾力的な教職員配置が可能となる。

2. 定数の運用（案）について

(1) 学級編制基準等について

- ①学級編制基準及び定員配当方針は、原則として県の基準から変更しないものとする。
- ②小学校における 35 人学級編制について、県制度を継続する。(2～4 年における選択制)

(2) 定数の有効活用（案）

①小学校

学級担任を持たない教員が少なく、学校運営上の課題に機動的に対応することが難しくなっていることから、定数運用の工夫により、担任を持たずに教頭を補佐する「総務・学習指導担当」を順次配置し、マネジメント機能の強化をはかる。

②中学校

常勤の加配については、現在の配当を維持するとともに、生徒指導担当加配等の未配当校のうち一部の学校に対して、非常勤の補助教員を配置し、運営を支援する。

③その他

- ・特別支援学級に係る加配の一部について、学校事情に応じた柔軟な配当を行う。
- ・加配教員等の活用に係る制限（単独での授業実施制限等）について、弾力的な運用を行う。

兵庫県基準との変更点について

【兵庫県基準】

【神戸市基準】

2. 特別支援学校 (2)教職員定員配当方針

養護教諭等

学校に1人とする。ただし、指定する学校は2人とする。

2. 特別支援学校 (2)教職員定員配当方針

養護教諭等

学校に1人とする。ただし、指定する学校は2人又は3人とする。

※神戸市立特別支援学校の実際の配置に合わせる。

2. 特別支援学校 (2)教職員定員配当方針

別表第7(特別支援学校 小・中学部 自立活動担当教諭)

視覚障害・知的障害

学級数	定員
1 CL ~ 6 CL	4人
7 ~ 12	5
13 ~ 15	6
16 ~ 18	7
19 ~ 24	8
25 ~ 27	9
28 ~ 30	10
31 ~ 36	11
37 ~ 42	12
43 ~ 48	13

病弱

学級数	定員
1 CL ~ 6 CL	4人
7 ~ 12	5
13 ~ 15	6
16 ~ 18	7
19 ~ 24	8
25 ~ 27	9
28 ~ 30	10
31 ~ 36	11
37 ~ 42	12
43 ~ 48	13

肢体不自由

学級数	定員
1 CL ~ 6 CL	5人
7 ~ 12	6
13 ~ 15	8
16 ~ 18	9
19 ~ 24	10
25 ~ 27	11
28 ~ 30	13
31 ~ 36	14
37 ~ 42	16
43 ~ 48	18

※兵庫県は、特定の学級数の場合、上記表の定員に加えて、自動的に調整定員を配当する取り扱いとしている。

〔例〕 肢体不自由10~12学級の場合 +1人

2. 特別支援学校 (2)教職員定員配当方針

別表第7(特別支援学校 小・中学部 自立活動担当教諭)

視覚障害・知的障害

学級数	定員
1 CL ~ 6 CL	4人
7 ~ 10	5
11 ~ 14	6
15 ~ 18	7
19 ~ 22	8
23 ~ 26	9
27 ~ 30	10
31 ~ 34	11
35 ~ 38	12
39 ~ 42	13
43 ~ 46	14
47 ~ 48	15

病弱

学級数	定員
1 CL ~ 6 CL	5人
7 ~ 10	6
11 ~ 14	7
15 ~ 18	8
19 ~ 22	9
23 ~ 26	10
27 ~ 30	11
31 ~ 34	12
35 ~ 38	13
39 ~ 42	14
43 ~ 46	15
47 ~ 48	16

肢体不自由

学級数	定員
1 CL ~ 6 CL	5人
7 ~ 9	6
10 ~ 12	7
13 ~ 15	8
16 ~ 18	9
19 ~ 21	10
22 ~ 24	11
25 ~ 27	12
28 ~ 30	13
31 ~ 33	14

学級数	定員
34 CL ~ 36 CL	15
37 ~ 39	16人
40 ~ 42	17
43 ~ 45	18
46 ~ 48	19

※神戸市では、左記の兵庫県の取り扱いをあらかじめ読み込んだ表とする。(取り扱いの明確化と事務負担軽減のため)

別表第8(特別支援学校 高等部 自立活動担当教諭)

視覚障害・知的障害・病弱

学級数	定員
1 CL ~ 6 CL	1人
7 ~ 12	2
13 ~ 18	3
19 ~ 24	4
25 ~ 30	5
31 ~ 36	6
37 ~ 42	7
43 ~ 48	8

肢体不自由

学級数	定員
1 CL ~ 3 CL	1人
4 ~ 9	2
10 ~ 15	3
16 ~ 21	4
22 ~ 27	5

※別表第7と同様

〔例〕 肢体不自由4学級以上の場合 +1人

別表第8(特別支援学校 高等部 自立活動担当教諭)

視覚障害・知的障害・病弱

学級数	定員
1 CL ~ 3 CL	1人
4 ~ 9	2
10 ~ 15	3
16 ~ 21	4
22 ~ 27	5
28 ~ 33	6
34 ~ 39	7
40 ~ 45	8
46 ~ 48	9

肢体不自由

学級数	定員
1 CL ~ 3 CL	1人
4 ~ 9	3
10 ~ 15	4
16 ~ 21	5
22 ~ 27	6

※別表第7と同様